

## 第5節 予防活動の現況

### ～火災を未然に防ぐために～

#### 1 火災予防査察の現況

##### (1) 立入検査実施状況

立入検査は、消防法に基づき消防職員が建物や危険物施設に立ち入り、火災予防上の観点から検査をするものです。

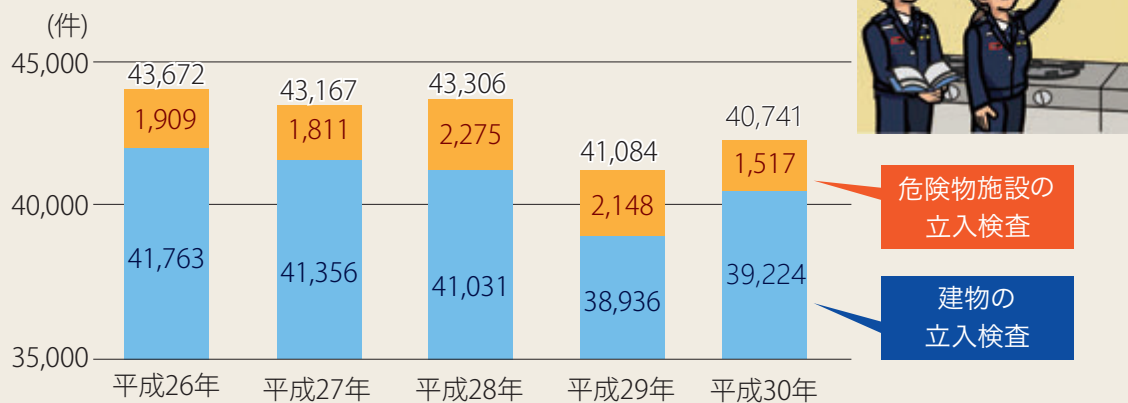
建物（住宅、長屋を除く）や危険物施設（ガソリンスタンドなど）の立入検査実施件数は平成30年中42,258件で、過去5年間ほぼ横ばいの状態です。その他にも災害出場後の立入検査11,607件、確認

検査5,185件、繁華街査察3,722件、会場管理立入検査（催し物など）436件を実施しました。

立入検査の執行は、査察員808名、ポンプ隊1,285隊で実施しています。立入検査の目的等については、182ページを参照してください。

（図表1-5-1）

■ 図表1-5-1 立入検査件数の推移



危険物施設の立入検査

建物の立入検査

東京2020大会に向けて「セーフシティ」を実現するため、平成27年度から3か年をかけ、繁華街及び観光地周辺の建物9,542棟、ホテル・旅館等1,776棟、給油取扱所1,733施設、移動タンク貯蔵所1,586施設など、計約16,000か所に対して事前立入検査を実施しました。そのうち8割以上の建物・施設では良好に自主

管理がなされていることを確認できましたが、2,939の棟・施設で消防法令違反がありました。違反が認められた建物・施設の関係者に対する是正指導により、平成31年3月末現在、2,778の棟・施設（94.5%）の違反が是正されています。東京2020大会までにすべて是正されるよう、引き続き、適正に指導や違反処理を行っていきます。

## (2) 行政措置と違反対象物の公表制度の状況

### ア 警告・命令

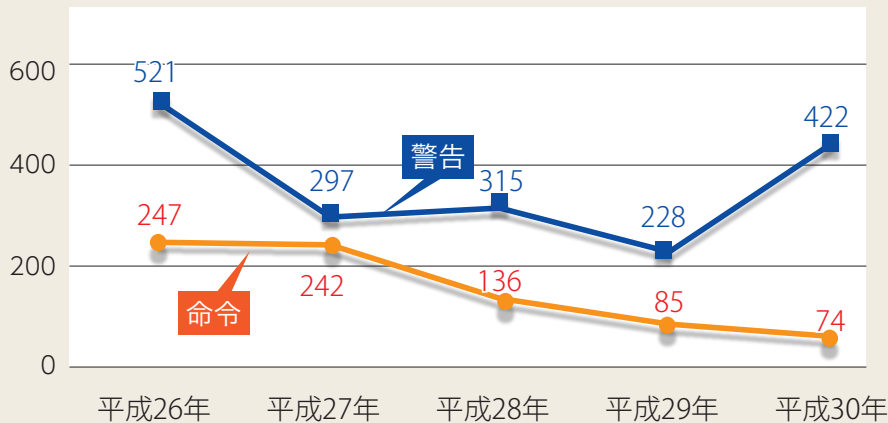
立入検査等を実施した建物や危険物施設において消防法令違反を確認した場合、違反者に対して違反を改修するように指導しています。

改修する意思が見られない違反者に対しては、必要に応じて警告により強く指導し

たり、さらに消防法に基づき改修するよう命令を行っています。

警告・命令件数の推移については、図表1-5-2のとおりです。平成30年中における警告件数は422件、命令件数は74件となっています。

■ 図表1-5-2 警告・命令件数の推移

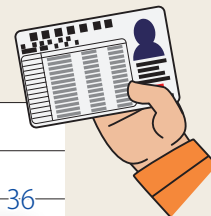
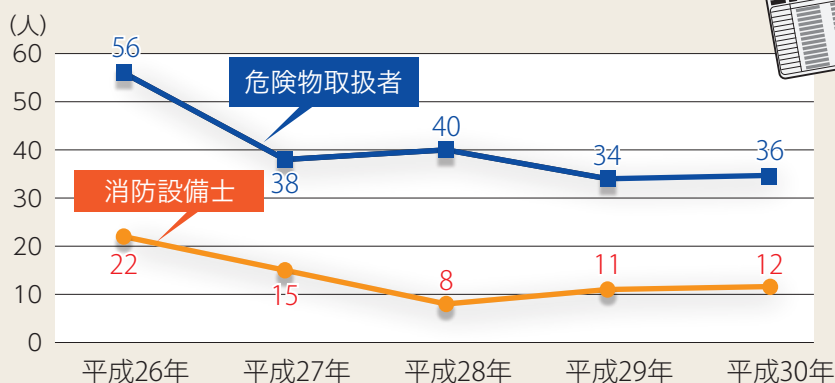


### イ 危険物取扱者・消防設備士への違反事項通知

危険物取扱者・消防設備士の資格者が消防法令違反に係る行為を行っていた事実を確認した場合、資格者に対して違反事項通知を行い、再発しないよう指導しています。

違反事項通知を受けた資格者の推移については、図表1-5-3のとおりです。

■ 図表1-5-3 違反事項通知を受けた資格者数の推移



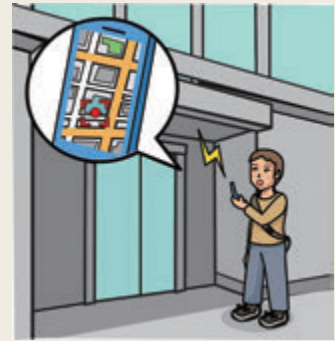
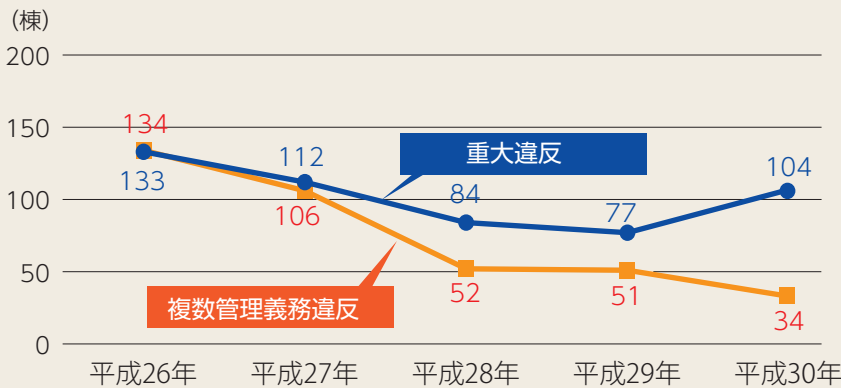
## ウ 違反対象物の公表制度の状況

公表制度は、建物（住宅、長屋を除く）を利用する方がご自身で建物の安全情報を入手し、利用を判断できるよう、消防機関が立入検査で把握した違反に関する情報を提供するものです。公表対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の未設置による設置義務違反（重大違反）と建物関係者による防火管理、消防用設備の維持管理

等に係る繰返し違反（複数管理義務違反）があります。

各年で公表された建物数の推移については、図表1-5-4のとおりです。違反が公表されている建物関係者に対して速やかに違反が是正されるよう指導を徹底しており、公表されている建物は、減少傾向にあります。

■ 図表1-5-4 各年の違反が公表されている建物数の推移



## (3) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の状況

優良防火対象物認定表示制度は、建物の関係者からの申請に基づき、高い防火安全性を消防署長が認めた場合に、認定証を建物に表示できる制度です。

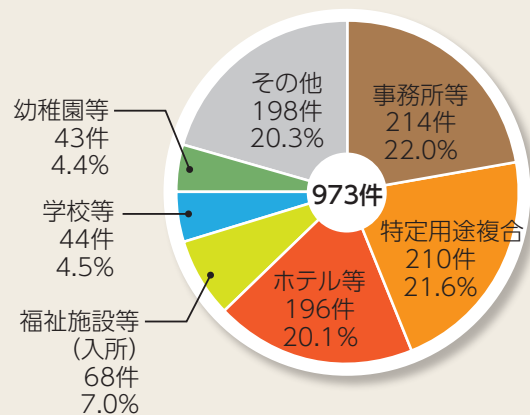
平成30年12月末日における認定優良防火対象物は973件（前年比32件増加）で、用途別の内訳は図表1-5-5のとおりです。優良防火対象物認定表示制度の詳細は、184ページを参照してください。



優良防火対象物認定証

■ 図表1-5-5

### 優良防火対象物・建物の内訳



## (4) 各種点検報告の状況

### ア 消防用設備等点検報告制度

消防用設備等点検報告制度は、建物の関係者が建物に設置されている消火器、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備などの消防用設備を資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を消防署長に報告する制度です。

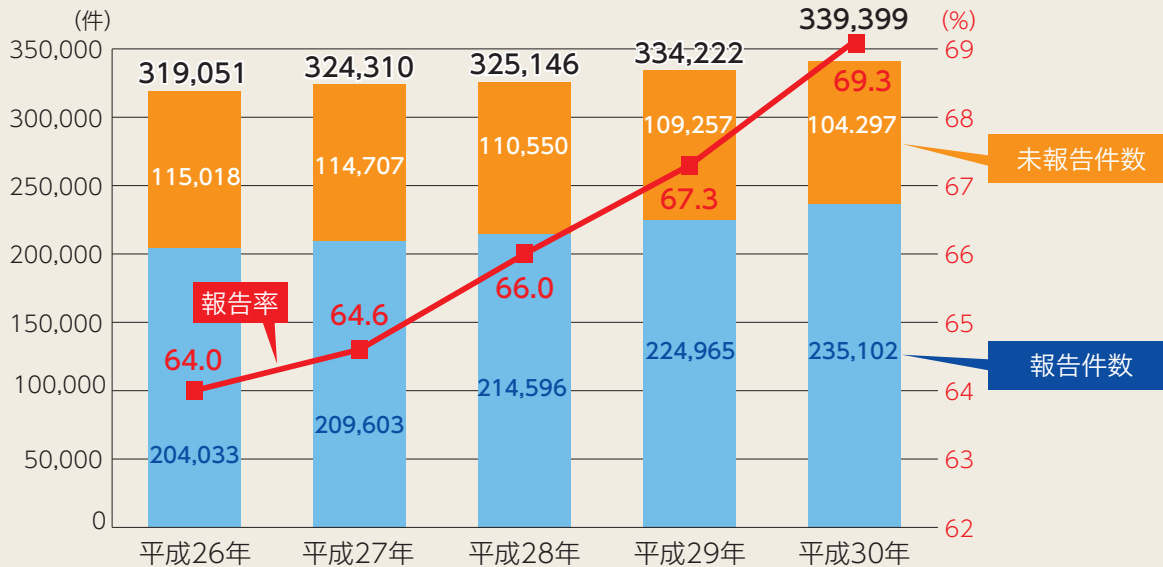
平成30年12月末日における点検が必

要な建物数は339,399棟で、報告件数は235,102件でした（報告率=69.3%）。点検が必要な建物数は年々増加していますが、点検報告率も上昇しています。

消防用設備等点検報告制度の詳細は185ページを参照してください。

（図表1-5-6）

■ 図表1-5-6 消防用設備等点検報告の内訳



### イ 防火対象物点検報告制度

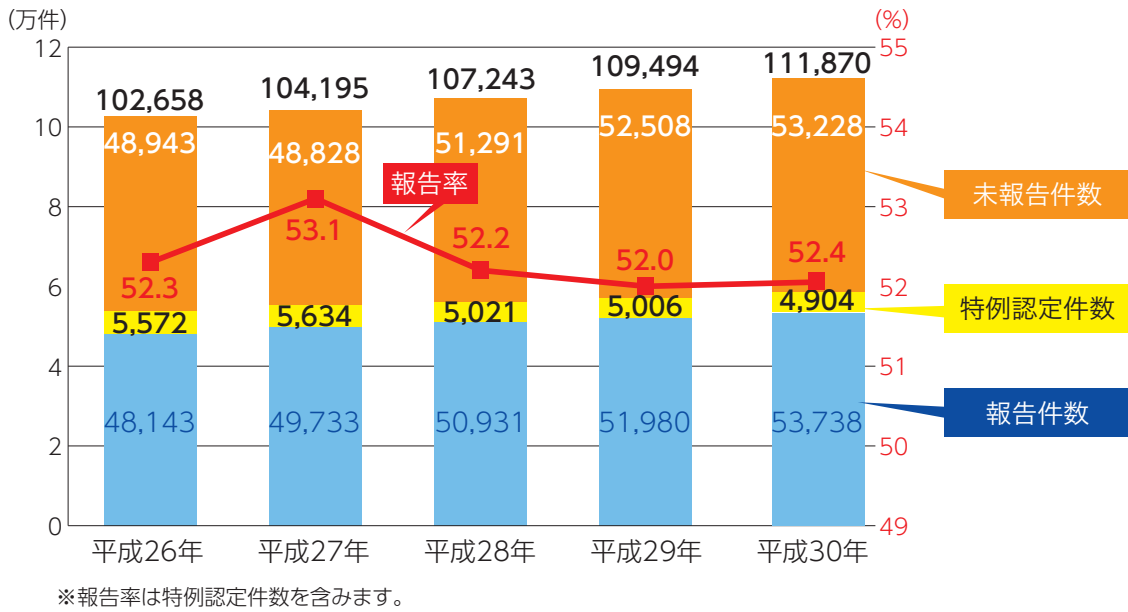
防火対象物点検報告制度は、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を機に制定された制度で、法令で定める要件に該当する建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が3年間優良で、申請による審査で認められた場合には、その後の3年間の点検を免除されま

す。これを「特例認定」といいます。

平成30年12月末日における点検が必要な建物数は106,966棟（特例認定件数を除く）で、報告件数は53,738件でした（報告率=52.4%）。点検が必要な建物数は年々増加していますが、点検報告率はほぼ横ばいの状態です。（図表1-5-7）

防火対象物点検報告制度の詳細は185ページを参照してください。

■ 図表1-5-7 防火対象物点検報告の内訳



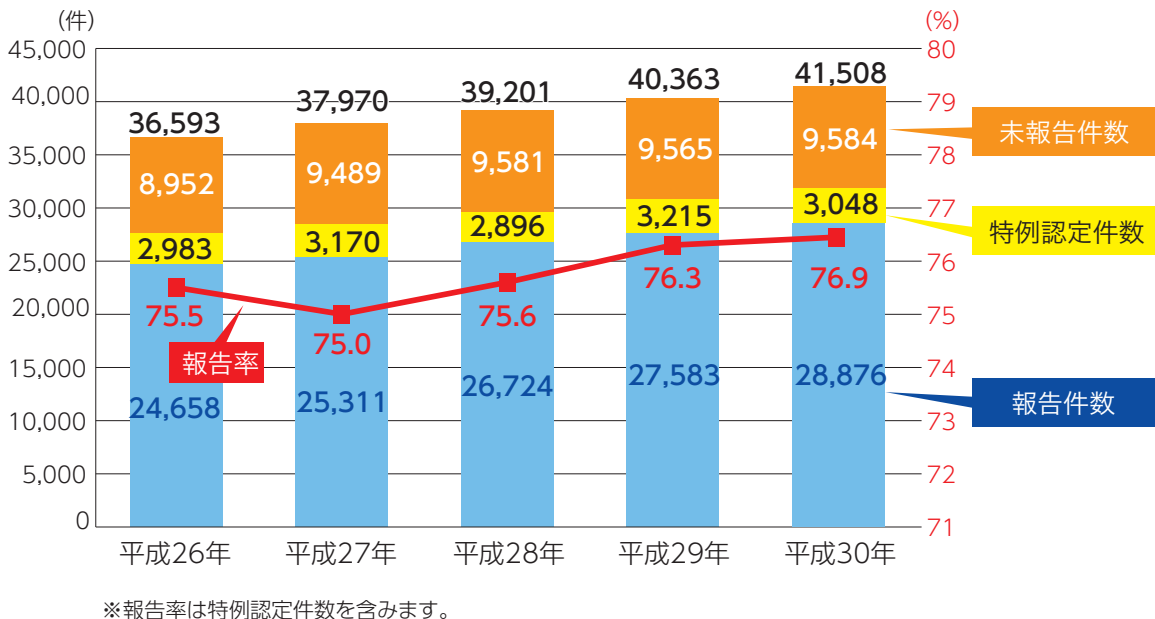
## ウ 防災管理点検報告制度

防災管理点検報告制度は、法令で定める大規模な建物の管理者が地震やテロ災害による被害の軽減に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が3年間優良で申請による審査で認められた場合には、その後の3年間の点検を免除されます。これを「特例認定」といいます。

平成30年12月末日における点検が必要な建物数は38,460棟（特例認定件数を除く）で、報告件数は28,876件でした（報告率=76.9%）。点検が必要な建物数は年々増加していますが、点検報告率はほぼ横ばいの状態です。（図表1-5-8）

防災管理点検報告制度の詳細は185ページを参照してください。

■ 図表1-5-8 防災管理点検報告の内訳

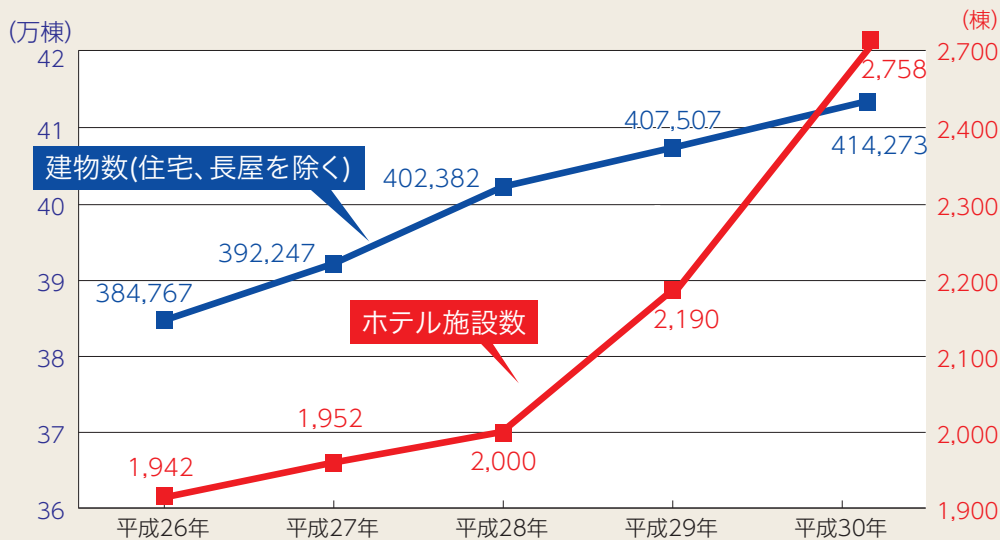


## 2 建物数の推移と防火管理者選任状況

### (1) 建物数の推移

平成30年12月末日現在、当庁管内の建物（住宅、長屋を除く）は414,273棟、ホテル施設数は2,758棟あり、平成26年の384,767棟、1,942棟と比較して29,506棟（7.7%）、816棟（42.0%）増加しています。（図表1-5-9）

■ 図表1-5-9 建物数（住宅、長屋を除く）とホテル施設数の推移



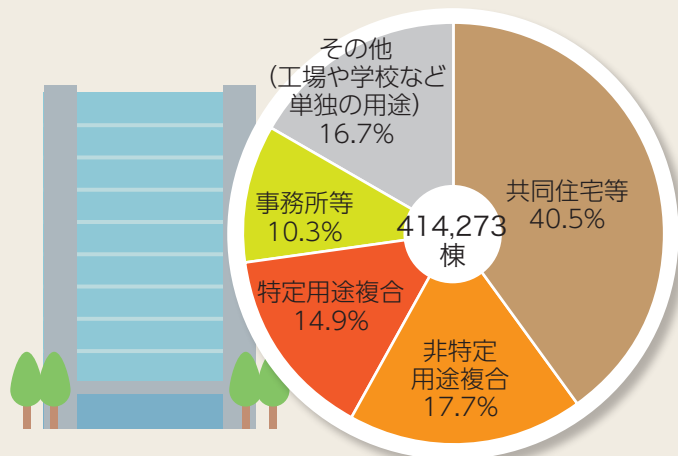
※ホテル施設数は、消防法施行令 別表第一5項イ[旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの] の数を計上

東京2020大会や観光等で外国人旅行者の増加が見込まれており、近年、ホテル施設数が増加しています。また、平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行され、民泊制度が開始されたことから、引き続き、ホテル施設数が増加することが見込まれます。

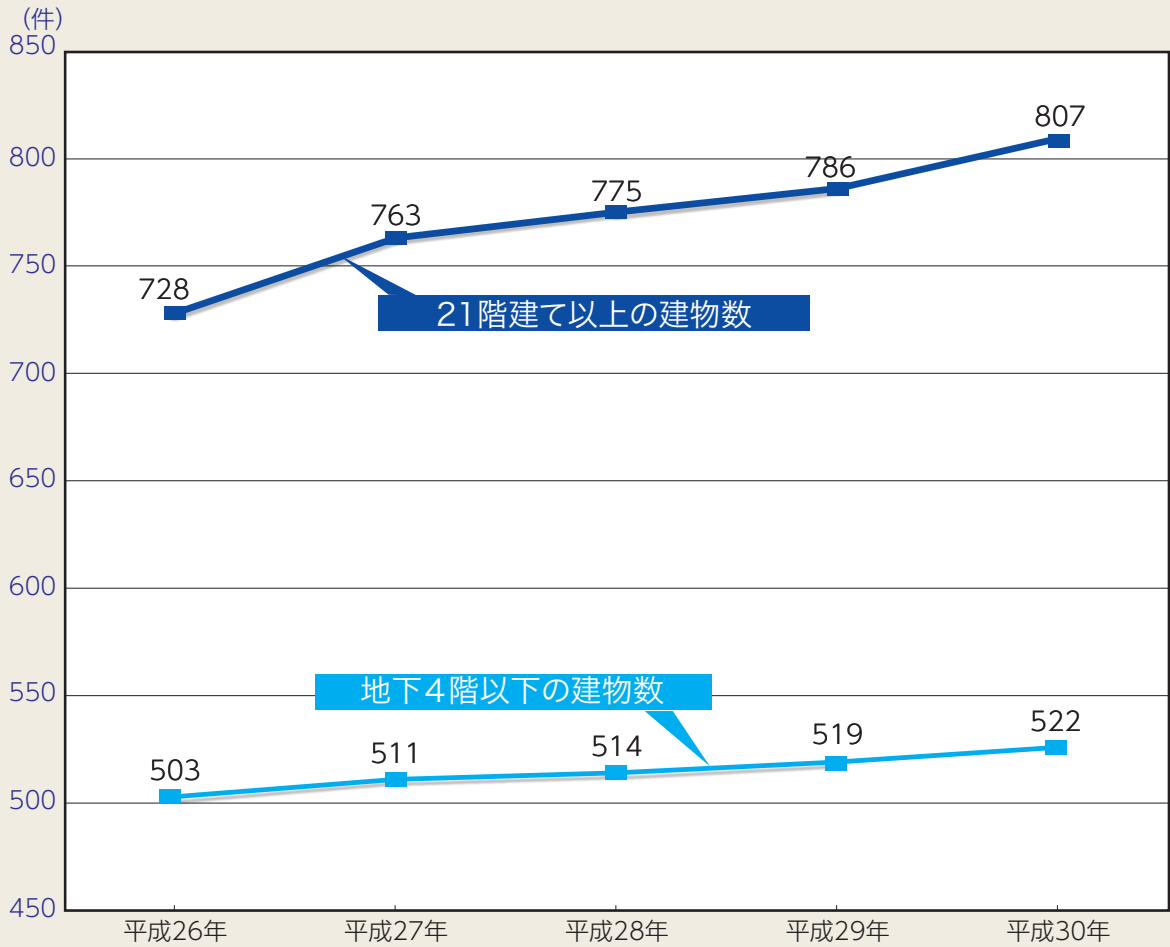
建物数414,273棟のうち、共同住宅等167,705棟（40.5%）、非特定用途複合（共同住宅と事務所の複合施設など）73,358棟（17.7%）、特定用途複合（商業施設と飲食店の複合施設など）61,723棟（14.9%）が全体の7割を占めています。

（図表1-5-10）

■ 図表1-5-10 建物用途の内訳



■ 図表1-5-11 21階建て以上、地下4階以下の建物数の推移



当庁管内の建物は、高層・大規模化、深層化が進んでおり、現在も都内では複数の再開発計画が進められ、大規模な建物が建設されています。また、東京2020大会に向けて、競技会場などの大規模な関連施設の建設も進められています。

※消防法では、高層建築物を高さ31mを超える建築物と定義していますが、より高層化を表現するため21階建て(おおむね60メートル)以上の建物数を計上しました。

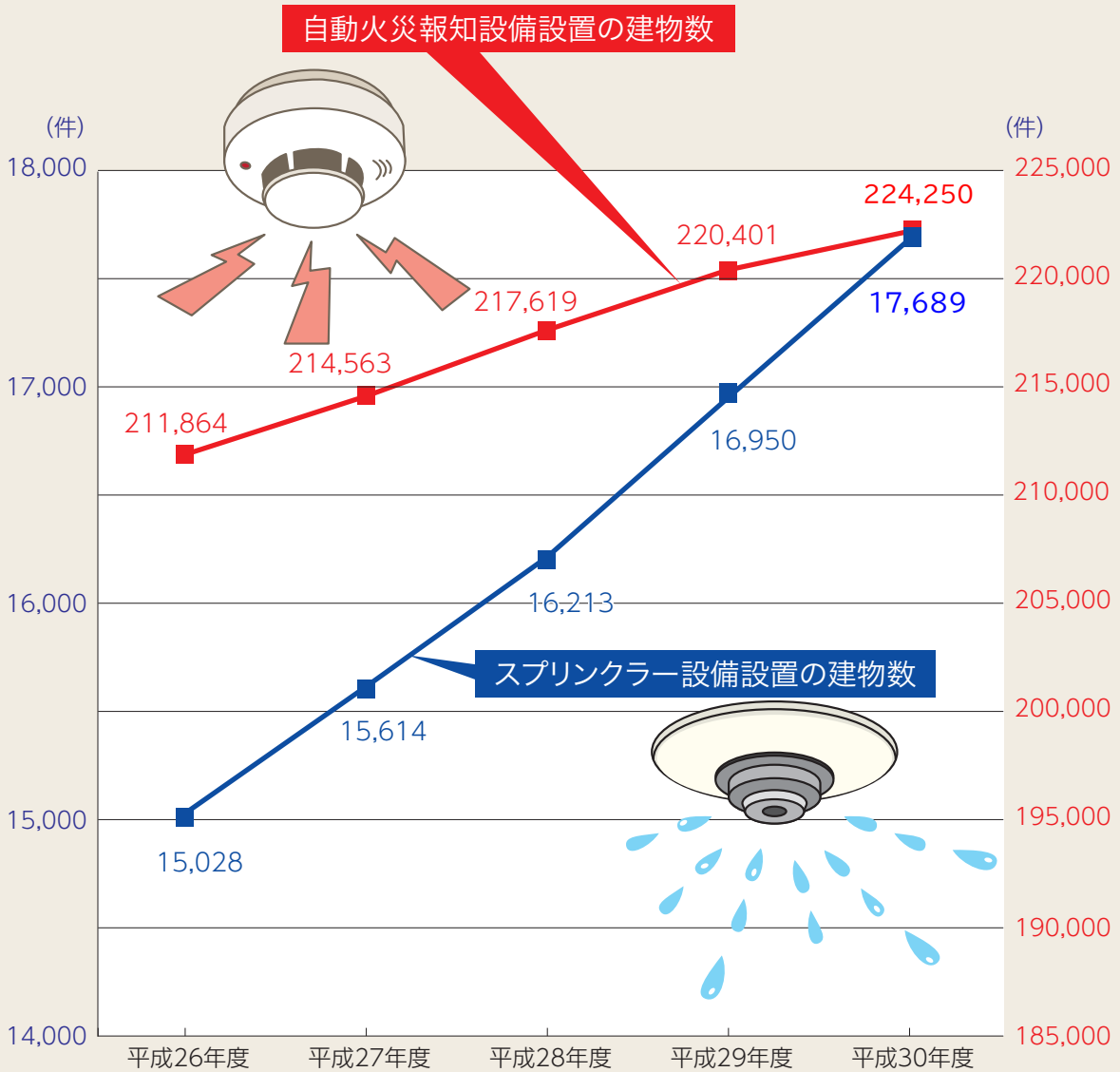


▲ 建設工事中の国立競技場



▲ 建設工事中の選手村

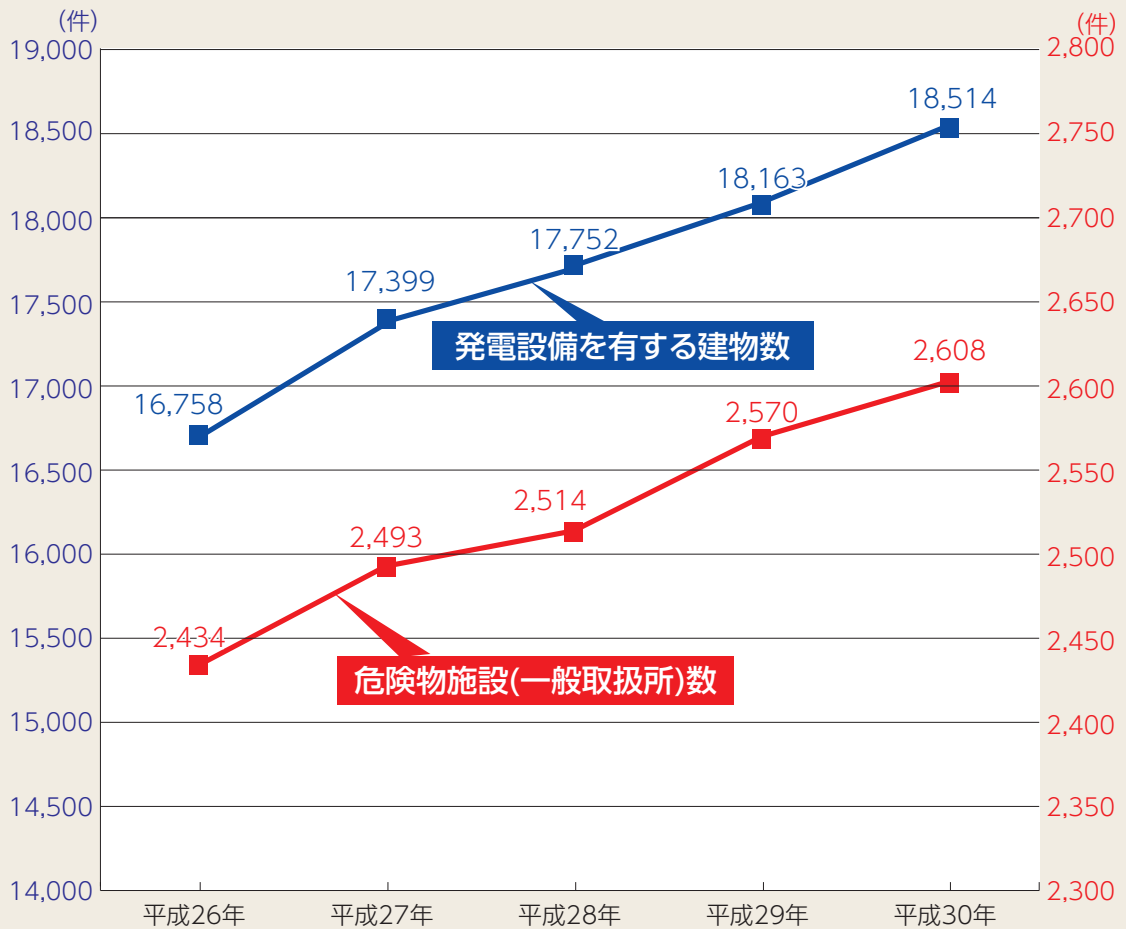
■ 図表1-5-12 スプリンクラー設備、自動火災報知設備設置の建物数の推移



スプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置している建物数が増加しているのは、スプリンクラー設備が必要となる11階建て以上または31mを超える建物が増加していることや、近年の消防法令改正により小規模社会福祉施設に自動火災報知設備やスプリンクラー設備、小規模ホテルに自動火災報知設備、小規模診療所にスプリンクラー設備が設置されたことが要因となっています。



■ 図表1-5-13 発電設備を有する建物数と危険物施設(一般取扱所)数の推移



一般取扱所とは発電設備やボイラー設備、塗装工場などで指定数量以上の危険物の消費、塗装などを行うものをいいます。

東日本大震災以降、企業が災害時の事業継続や早期復旧を目的として、非常用発電設備や燃料備蓄用のタンクを設置するケースが増えています。

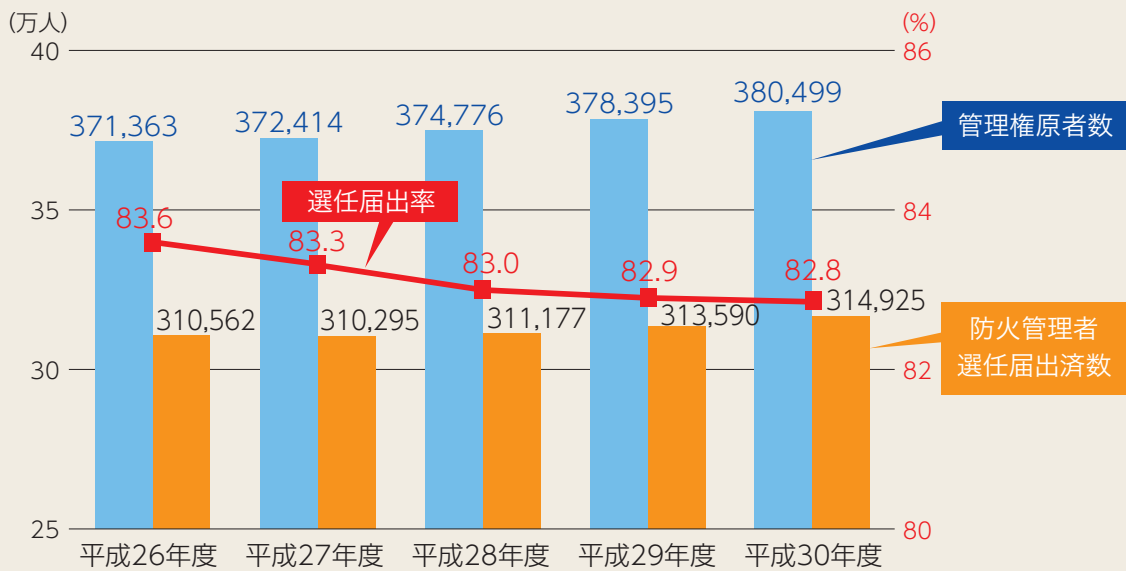


## (2) 防火管理者選任状況

平成30年度末の防火管理者の選任が義務となる事業所数は380,499であり、近年は義務となる事業所が年々増加しています。平成30年度末の防火管理者の選任率

は82.8%でした。前年と比較すると、義務事業所数は2,104増加し、選任率は0.1%減少しています。近年の選任率は約83%前後で推移しています。(図表1-5-14)

■ 図表1-5-14 防火管理者選任状況の推移



### 3 事業所における自衛消防訓練の状況

自衛消防訓練は、百貨店、病院、ホテル、劇場、地下駅舎などの不特定多数の人が出入りする事業所では、年2回以上実施することが義務付けられています。

訓練実施回数が増加している要因は、平成28年に熊本県で発生した地震や、平成30年に大阪府北部で発生した地震などにより、事業所の意識が高まったことなどが考えられます。(図表1-5-15)

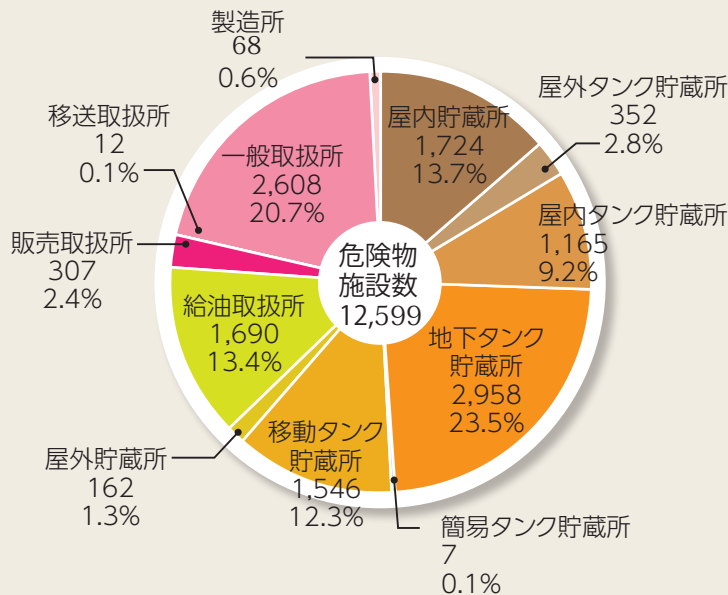
■ 図表1-5-15 自衛消防訓練実施状況

	合計 (延回数)	総合 訓練	部 分 訓 練			その他	延べ訓練 参加人員 (百人)	延べ指導 出向人員 (人)
			通報	消火	避難			
平成26年	129,382	87,186	2,533	9,319	19,228	11,116	78,095	61,834
平成27年	128,866	88,303	2,452	9,472	19,501	9,138	80,185	53,245
平成28年	135,287	90,499	2,426	9,897	20,690	11,775	79,650	56,412
平成29年	137,723	94,792	2,713	10,800	21,335	8,083	81,668	45,631
平成30年	144,096	99,515	2,781	11,572	22,159	8,069	84,740	45,287

### 4 危険物行政の現況

#### (1) 施設区分別にみた危険物施設の実態

■ 図表1-5-16 危険物施設の施設区分別構成



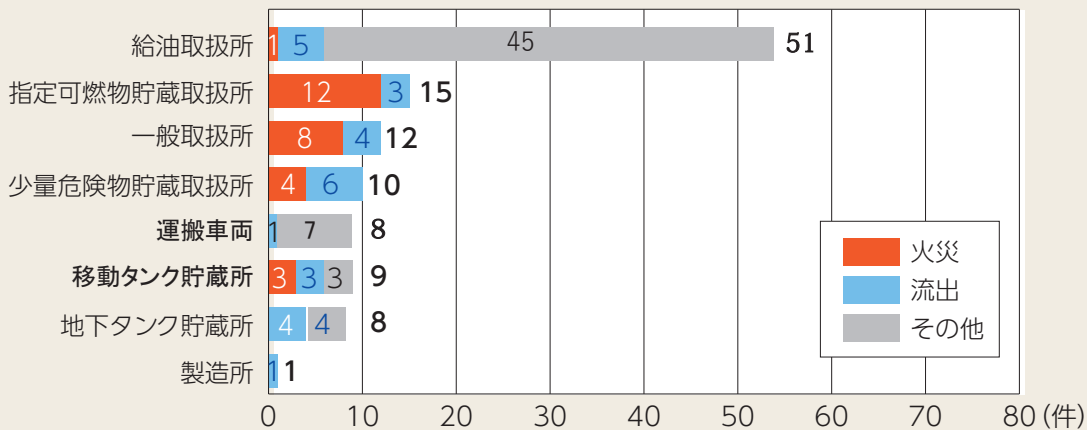
危険物施設は、それぞれの施設形態ごとに区分されています。平成30年度末現在の危険物施設を区分別にみると、地下タンク貯蔵所が2,958施設と最も多く、次いで一般取扱所の2,608施設、屋内貯蔵所の1,724施設の順となっています。(図表1-5-16)

## (2) 施設区分別の事故発生状況

平成30年中の施設区分別事故発生状況を見ると、給油取扱所が51件（44.7%、前年比20件減少）で最も多く4割以上を占め、次いで指定可燃物貯蔵取扱所が15件（13.2%、同8件増加）、一般取扱所が12件（10.5%、同3件増加）、少量危険物

貯蔵取扱所が10件（8.8%、同2件減少）などとなっています。ガソリンスタンド（給油取扱所）の事故の多くは運転中の物損事故やアクセルとブレーキの踏み間違いで起こっています。ガソリンスタンド内では安全運転を心掛けましょう。（100ページ 図表1-5-17）

■ 図表1-5-17 施設区分別の事故発生状況



## (3) 事故種別ごとの発生状況

平成30年中に発生した危険物施設等における事故件数は114件で、前年と比べて7件増加しています。火災事故が30件（26.3%、前年比9件増加）、流出事故が32件（28.1%、同12件増加）、その他の事故が52件（45.6%、同14件減少）

となっています。

これら危険物施設等における事故で、死者は発生していないものの、負傷者が16人（同7人増加）発生しています。

（図表1-5-18）

■ 図表1-5-18 事故種別ごとの事故発生状況

年別	合計	火災 (件)	流出 (件)	その他 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
平成26年	119	29	36	54	1	6
平成27年	91	27	28	36	2	26
平成28年	105	42	25	38	0	17
平成29年	107	21	20	66	0	9
平成30年	114	30	32	52	0	16
前年比	7	9	12	▲14	0	7

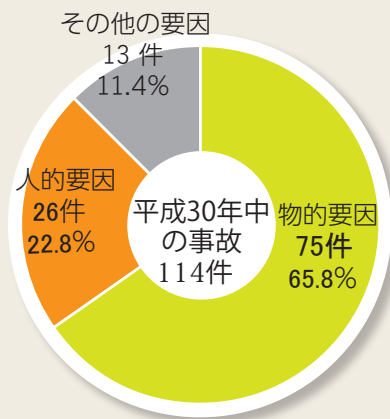
## (4) 発生要因別の事故発生状況

事故を発生要因別（図表1-5-19）にみると、劣化や破損などの物的要因が75件（65.8%）で最も多く、次いで維持管理、操作確認不十分などの人的要因が26件（22.8%）、その他の要因が13件（11.4%）となっています。（図表1-5-20）

■ 図表1-5-19 発生要因と発生原因

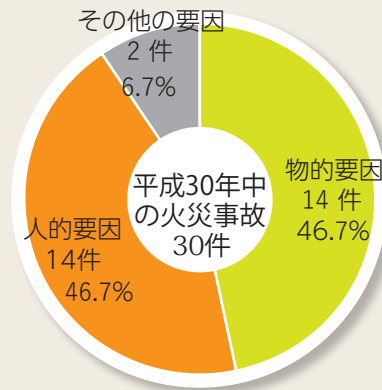
要因	原因
人的要因	維持管理不十分 誤操作 操作確認不十分 操作未実施 監視不十分
物的要因	腐食疲労等劣化 設計不良 故障 施工不良 破損
その他の要因	放火等 交通事故 類焼 地震等災害 不明・調査中

■ 図表1-5-20 事故の発生要因



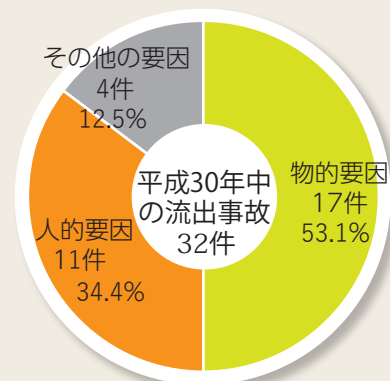
火災事故30件を発生要因別にみると、人的要因及び物的要因が各14件（46.7%）、その他の要因が2件（6.7%）となっています。（図表1-5-21）

■ 図表1-5-21 火災事故の発生要因



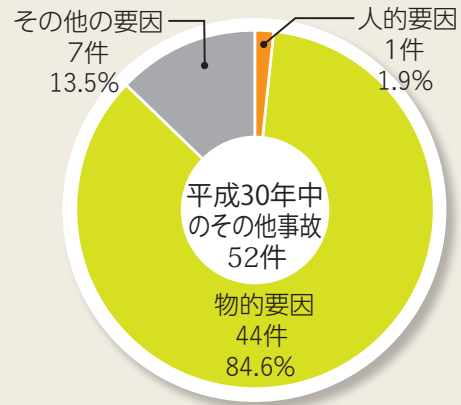
流出事故32件を発生要因別にみると、物的要因が17件（53.1%）で最も多く、次いで人的要因が11件（34.4%）、その他の要因が4件（12.5%）となっています。（図表1-5-22）

■ 図表1-5-22 流出事故の発生要因



その他の事故52件を発生要因別にみると、物的要因が44件（84.6%）で最も多く、次いでその他の要因が7件（13.5%）、人的要因が1件（1.9%）となっています。（図表1-5-23）

■ 図表1-5-23 その他事故の発生要因

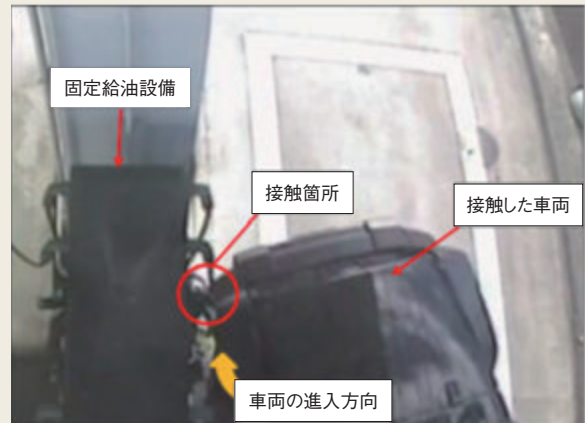


### (5) 危険物施設等の事故事例

車両の接触により、設備を破損させた事故

- 発生年月** 平成30年12月
- 施設区分** 営業用自家用給油取扱所
- 被害状況** 固定給油設備損傷、死傷者なし

**概要** 給油に訪れた乗用車の運転手が運転操作を誤り、左前方オーバーフェンダー部分を固定給油設備の給油ノズルに接触させ破損させたものです。この事故では、危険物の流出はありませんでしたが、固定給油設備の給油ノズル2本が破損しました。



## コラム

## ガソリンスタンドにおける事故防止

## ●案内に従いながら駐車!エンジンOFF!

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。



## ●スタンド内は安全運転! 急発進、急ハンドルは危険!

スタンド内は、様々な機器や他の車もあり、運転には十分な注意が必要です。急発進、急ハンドルは避けましょう。

## セルフスタンドにおける事故防止

## ●静電気除去シートにタッチ!

給油キャップを開ける前に、静電気除去シートに触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

## ●正しい操作で給油を!

給油口の奥まで差し込み、レバーを確実に握って給油をしましょう。



## ●注ぎ足し給油をしないで!

満タンになると、給油は自動的に停止します。吹きこぼれをしないよう注ぎ足しはやめましょう。

## ●給油キャップの置き忘れ注意!

給油口からガソリン等の燃料やその可燃性蒸気が漏れないよう給油キャップは忘れずに締めましょう。